

令和8年度 石垣市部活動等指導環境充実化構築事業

(沖縄離島活性化推進事業費補助金)

及び

令和8年度児童生徒派遣費助成事業

(石垣市まちづくり支援寄附金)



令和8年度の変更点

- 県外派遣の宿泊費：上限2泊 → 上限3泊
- チェックリストの提出 → 不要
- 交付申請書・実績報告書・交付請求書・委任状の Excel 様式追加
- 予算書・決算書・内訳書の様式変更
- 団体登録票及び派遣アンケート → 電子申請フォームにて回答
- 補助対象となる指導者等の上限を設定（上限2名）
- 補助対象となるマネージャーは児童生徒のみ（上限設定なし）
- 前泊・延泊が認められる範囲を変更

【個人の場合】

大会開始日前日（または大会開始日）から
大会終了日（または翌日の移動日）までの
前後いずれか2日 → 前後1日

【団体の場合】

大会開始日前日（または大会開始日）から
大会終了日（または翌日の移動日）までの
前後いずれか4日 → 前後2日

制度概要

◆補助対象となる大会等◆

【県内派遣】

県内（八重山以外）で開催される大会等

- (例)・運動競技大会等
- ・文化的活動の大会
 - ・コンクール、コンテスト等
 - ・練習試合・強化試合（※1参照）
 - ・県選抜選手（トレセン含む）の合同練習等（※2参照）

事前に確認が必要な大会等（内容等により補助対象外となる場合有）

- (例)・民間企業主催の大会
- ・フリーエントリーの大会

※1 練習試合・強化試合の条件（次の条件を満たす場合に補助対象となります。）

- * 概ね4チーム以上が参加すること（3チーム以上は市外団体）
※宮古島への派遣は、概ね3チーム以上（2チーム以上は市外団体）
- * 大会等に向けた活動であること
「練習試合の実施要項」に加え、目標とする大会等の「実施要項」と「申込書」も添付すること。

※2 選考の結果、選抜メンバーに選ばれた場合に限る。自由参加型の合同練習等は対象外。指導者として合同練習等の指導に参加する場合は補助対象。

【県外派遣】

県予選などを通過し、沖縄県代表として派遣される大会等。

- (例)・運動競技大会等
- ・文化的活動の大会等
 - ・コンクール、コンテスト等

事前に確認が必要な大会等（内容等により補助対象外となる場合有）

- ・練習試合・強化試合（※3参照）
- ・県選抜選手の合同練習等（※4参照）
- ・フリーエントリーの大会等（※5参照）

※3 県代表として県外大会等に派遣されることが決定後、その大会等にむけた練習試合・強化試合が対象となる。

※4 県（九州、全国）選抜選手が県外で合同練習等を実施する場合に補助する。実施要項により判断する。

※5 県レベルの協会等が県代表として推薦する場合など考慮すべき事情や大会参加の必要性に応じて補助対象とする。

◆補助対象とならない大会等◆

- ・ 県外で行われるフリーエントリー大会（※5参照）
- ・ 自由参加型の合同練習
- ・ 表彰式
- ・ 公演、発表会（※6参照）
- ・ 講習会
- ・ 検定試験等（資格取得を目的とする派遣）
- ・ 合宿（※1の要件を満たす場合は対象 → 名称を練習試合等にする）

※6 地区大会等で推薦、選抜されて発表するものは補助対象。

◆補助対象者（団体等）◆

■石垣市内の県立学校、市立小中学校、私立学校、スポーツ少年団及び運動競技若しくは文化的活動団体(以下「団体等」という。)

■その他、教育長が適当であると認める団体等

例) 市もしくは県の協会・連盟等（学校長含む）から推薦を受けた団体等

【補助対象者】

補助対象となるのは、次のいずれかに該当し、大会等に登録されている方

- ・ 選手（児童生徒）
- ・ 指導者等（監督やコーチ等〔上限2名〕、マネージャー〔児童生徒のみ〕など）

【指導者等の対象条件】

・ 指導者等は、大会等参加にあたり登録が必要な役職者で、原則として児童生徒への指導を行っている方

- ・ 団体等に所属するマネージャー〔児童生徒〕

【補助対象外となる例】

- ・竹富町立小中学校及び与那国町立小中学校に所属する児童生徒
- ・応援、帯同のみ
- ・指導実態が確認できない場合
- ・マネージャー〔保護者等〕

※大会への登録状況は、大会申込書・推薦書・公文書等により確認する。

※監督・コーチ等として申請する場合、必要に応じて次の書類の提出をお願いする場合がある。（※「提出書類」参照）

◆補助額◆

※補助額は以下のとおり。ただし、100円未満の端数は切捨てる。

県内派遣	県外派遣（沖縄県代表のみ）
1人1回派遣あたり	1人1回派遣あたり
●航空運賃：実費分（上限11,000円） ※宮古島市は上限6,000円	●航空運賃：実費の半額
●宿泊費：実費分（上限4,000円） ※2泊まで	●宿泊費：実費分（上限6,000円） ※3泊まで
●輸送費（楽器、作品等） ：実費の半額（上限3,000円）	●輸送費：実費の半額（上限6,000円） ※別申請

【対象となる宿泊費】

県内：大会等前日から大会等終了日までの宿泊費（上限2泊）

県外：大会等前日から大会等終了日までの宿泊費（上限3泊）

【補助対象外となる経費】

- ・マイル等で購入したチケット、懸賞等で得たチケットなど、自己負担のない方法で入手したチケットを使用して派遣に行った経費。（※実費負担分のみ補助対象）
- ・ポイントを利用して購入した分の経費。
- ・チケット購入に係る発券手数料、保険料等。（※領収証には航空運賃のみの金額又は内訳が記載されていること）
- ・学校の教職員等で派遣に同行した際に、県や協会等から出張旅費が出る場合。
- ・市以外（連盟、PTA、学校、父母会、その他団体等）の補助金等を航空運賃及び宿泊費の補助にあてる場合は、航空運賃及び宿泊費の総額を上限として補助額を調整する。
- ・補助対象となる期間を超えた場合の航空運賃（往復）及び宿泊費。

【輸送費補助の要件】

機内に預けることができない荷物（派遣で必要な物）を航空貨物として運搬する場合。（※規定日数以上の前泊・延泊をした者は航空運賃・宿泊費補助対象外となるが、輸送費補助については対象とする。）

◆ホテルパックについて◆

ホテルパックを利用して派遣に行った場合、領収証の内訳に航空運賃と宿泊費を分けて書いてもらう必要がある。内訳の記載がない場合、「石垣市職員の旅費に関する条例」により宿泊費を決定し、航空運賃を算出する。

宿泊費は 1泊 7,500 円（県内）、10,000 円（県外）とする。



内訳に「ホテルパック代金 ●泊分」のみ

記載されている領収証の場合

【県内派遣】

ホテルパック領収証 23,000 円（航空運賃、宿泊費 2 泊分）
23,000 円 - 15,000 円（宿泊費）= 8,000 円 ← 航空運賃とみなす
補助額は、8,000 円（航空運賃）+ 8,000 円（宿泊費 2 泊）= 16,000 円
となる。

【県外派遣】

ホテルパック領収証 59,000 円（航空運賃、宿泊費 3 泊分）
59,000 円 - 30,000 円（宿泊費）= 29,000 円 ← 航空運賃とみなす
補助額は 14,500 円（航空運賃）+ 18,000 円（宿泊費 3 泊）
= 32,500 円となる。

※県外は、航空運賃の半額、宿泊費は 1泊 6,000 円の 3泊まで補助

ホテルパック領収証について、内訳の記載もなく、宿泊数の記載もない場合、派遣期間相当の宿泊分が含まれていると解釈する。パック料金に含まれていない宿泊分の領収証の提出があれば、その分は除算する。



内訳に「ホテルパック代金として」のみ

記載されている領収証と石垣那覇の航空運賃の領収証の場合

【県外派遣】※派遣期間 5/12~14 2泊3日

ホテルパック領収証 28,000 円（那覇⇄開催地(県外)）
航空運賃領収証 12,000 円（石垣⇄那覇）
28,000 円 - 20,000 円（宿泊費 2 泊）+ 12,000 円（石垣⇄那覇）
= 20,000 円 ← 石垣⇄開催地の航空運賃とみなす
補助額は 10,000 円（航空運賃）+ 12,000 円（宿泊費 2 泊）
= 22,000 円となる。

※県外は、航空運賃の半額、宿泊費は 1泊 6,000 円の 2泊まで補助（今回 2泊）

- ・インターネットでホテルパックを予約した場合は、詳細内容が記載されたページも提出を要する。（※オプションでレンタカーを追加している場合、提出必須。）
- ・ホテルパックは内訳が確認できない場合が多々ある。その場合、市の条例や市場価格（宿泊・レンタカー）を参照し補助対象経費を算出することになり、本来受けることのできた補助を受けることができなくなるため、ご了承ください。

◆補助対象となる派遣期間◆

原則として、次の期間を補助対象の派遣期間とする。

- ・大会開始日前日から
- ・大会終了日まで（大会終了翌日が移動日の場合は、その移動日まで）

■前泊・延泊が認められる範囲

【個人の場合】

やむをえない事情がある場合、次の期間を補助対象の「派遣期間」とする。

- ・大会開始日前日（または大会開始日）から大会終了日（または翌日の移動日）までの前後1日

【団体の場合】

練習試合等を理由とする場合、次の期間を補助対象の「派遣期間」とする。

- ・大会開始日前日（または大会開始日）から大会終了日（または翌日の移動日）までの前後2日

例えば

大会期間が5/13、14（前後1日を移動日とする）の場合
派遣期間は5/12～5/15となり、個人的な前泊・延泊が認められる期間は5/11から5/16まで

延泊のカウントは、大会開始日、終了日（または移動日）を起点にカウントする。

移動日は団体等（本体）が帰島した日を基準とする。団体等が大会等終了日（5/14）に移動した場合、個人的な延泊が認められる期間は5/15までとなる。

（個人の場合の例）

			移動日	大会	大会	移動日			
5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
×	×	○	☆	★	★	☆	○	×	×

（団体の場合の例）

			移動日	大会	大会	移動日			
5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
×	○	○	☆	★	★	☆	○	○	×

■規定を超える前泊・延泊について

市が定めた日数以上の前泊又は延泊をした場合は補助対象外。
合理的な理由かつ合理的な前泊・延泊日数であると認められればこの限りではない。

【合理的な理由の例】

- ① 台風等の自然災害による大会等の延期や航空機欠航等
- ② 大会期間中の傷病による通院や入院
- ③ 学業上の理由
- ④ 上記以外の事由についてはその都度判断

※上記理由により前泊又は延泊する場合は、理由を証明する書類（コピー可）を添付すること。

【必要となる証明書類（例）】

（欠航証明書、診断書、受験票、大会延期通知など）

■注意事項（重要）

規定を超える前泊・延泊を行った場合、該当する者の派遣に要する経費（航空運賃・宿泊費）は、輸送費を除き**補助対象外**となります。（片道分のみ支給不可）

◆提出書類◆

石垣市ホームページ

- ・ 該当する下記の書類を、①から④の順に並べてご提出ください。
- ・ ●は教育委員会教育総務課ホームページよりダウンロード可。
- ・ ◇は該当する場合のみ提出を要する。



① 補助金等交付申請書	様式有（※記入例参照） ・ <u>R8よりExcel様式ダウンロード可</u> ・ 監督、コーチ、マネージャー（児童生徒）は「指導者等」でカウント	●
② 予算書・内訳書	新様式 ・ 前年度の様式は使用不可。 ・ 内訳書の備考欄に、監督、コーチ、マネージャーは「指導者等」と記載。 ・ 小児運賃又は離島割引運賃にてチケットを購入し、市民課で還付金を受ける場合、内訳書に還付金の額を記載。 ・ <u>高体連・中体連・高文連・中文連主催の補助金対象大会については、内訳書に必ず補助額を記載すること。</u>	●
③ 大会要項	大会事務局等から出されているもの。	
④ 大会申込書	大会に提出した選手登録名簿等。（指導者等も含む）	

◇ 練習試合実施要項	【練習試合の場合のみ】任意様式 (※ホームページに参考様式有り)	
◇ 練習試合選手名簿	【練習試合の場合のみ】任意様式	
◇ 目標大会の実施要項	【練習試合の場合のみ】大会事務局等から出されているもの。	
◇ 目標大会の申込書	【練習試合の場合のみ】大会に提出した選手登録名簿等。(指導者等も含む)	
◇ 県予選の結果 推薦書・成績証明等 (写し)	【県外派遣の場合】県予選の結果が分かる資料(※県内派遣の結果として報告済みの場合不要) 【県代表選抜の場合のみ】選抜選手であることの確認ができる書類	
⑤ 補助金等実績報告書	様式有(※記入例参照) ・R8よりExcel様式ダウンロード可	●
⑥ 決算書・内訳書	新様式 ・前年度の様式は使用不可。 ・小児運賃又は離島割引運賃にてチケットを購入し、市民課で還付金を受ける場合、内訳書に還付金の額を記載。 ・ <u>高体連・中体連・高文連・中文連主催の補助金対象大会については、内訳書に必ず補助額を記載すること。</u>	●
⑦ 補助金等交付請求書	様式有(※記入例参照) ・R8よりExcel様式ダウンロード可 ・フリガナ必須	●
◇ 委任状	【申請者(団体代表者)と振込先口座の名義が異なる場合のみ】 ・R8よりExcel様式ダウンロード可	●
◇ 通帳口座の写し	【初回のみ】	
⑧ 航空運賃領収書 (原本)※1	・内訳書の記載順に並べること。 ・用紙への貼り付け不要。 ・発券手数料が含まれる場合は内訳を記載してもらうこと。 ・ <u>1人あたりの金額の詳細が確認できること。</u> (有料オプション確認のため) ・ホテルパックは予約詳細(旅程等)を添付。	

⑨ 宿泊領収書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・個別に発行される場合、内訳書の記載順に並べること。 ・総額が記載されている場合、金額の内訳を添付すること（宿泊者名、1人あたりの1日ごとの金額、宿泊日、宿泊数） ・保護者と同室だった場合は、子ども料金・大人料金などが分かる書類を添付すること。 	
⑩ 搭乗証明（原本） 搭乗券またはご搭乗案内の原本（往復分）※1	<ul style="list-style-type: none"> ・搭乗券、ご搭乗案内、搭乗証明書のいずれか ・原本の往復分。 <p>※「eチケット控え」不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内訳書の記載順に並べること。 ・用紙への貼り付け不要。 ・団体割など搭乗券に名前や金額の記載がない場合は、原本提出時に名前を手書きで記入。 	
◇ 輸送費領収証	<p>【輸送費補助の場合のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額が1人あたりの負担額の半額となるため、1人あたりの負担額を記入した領収証が必要。 	
⑪ 大会等の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側から結果表などの提供がない場合は、新聞記事の写しまたは任意作成した資料を添付。 ・練習試合等で結果資料がない場合は、任意で作成して提出。 ・電子申請フォームへの入力もお願いします。 （例）（団体）1位 （個人）2位：2名 金賞、優秀賞、ベスト8など 	
◇ 指導者証明書（写し）	<p>【確認を求められた場合のみ】</p> <p>学校長名で大会等に申込みの場合、学校長の証明がある書類（公印のあるもの） または、受講証明書類（資格証）、スタートコーチのカードの写し、スポーツ指導者講習受講証等、指導者の競技または指導実績が確認できる書類等</p>	

■提出書類に関する共通注意事項

- ・問い合わせ等対応のため、提出前にコピーをとること。
- ・申請書等（領収書は除く）の氏名・代表者名は「団体等の代表者」、名称は「学校名または団体名」を記入。（代表者とは、学校長・団体等の代表者（監督など））
- ・押印は認印可、シャチハタ使用不可。
- ・フリクションペンは使用不可。曖昧な箇所、修正する可能性がある箇所は鉛筆で記入すること。
- ・申請書等（領収書は除く）の日付は空欄。
- ・修正テープ使用不可。見え消し・訂正印（代表者、学校長の認印）で行うこと。

- 金額の誤りは訂正印不可。
- ホッチキス使用不可。

※1 小児運賃又は離島割引運賃にてチケットを購入し、市民課で還付金を受ける場合、市民課へ領収証と搭乗券（又は搭乗証明書）原本の提出が必要となるため、教育委員会には写しを提出。（※搭乗券の名前・日付・行き先・便名が隠れないようにコピーをとること。）

◆申請手続きの流れ◆

- 基本的な流れは下記の表のとおりです。（派遣終了後にまとめて提出可）
- 申請書類等の提出と併せて、下記QRコードまたはURLから、電子申請フォームで団体等登録と派遣アンケート等を回答してください。（不備があった場合の問い合わせに必要となるため必須）

【QRコード】



回答完了確認のため、回答送信後に表示される受付番号を「実績報告書」の右上に鉛筆書きで記載してください。
（表示例）〈受付番号：JR00000125〉

【URL】 <https://logoform.jp/form/2F2k/1565867>

各団体	教育委員会
(1)大会への申込み	教育委員会
(2)補助金申請書等の提出	申請受付
(3)派遣に行く	
(4)補助金等実績報告書等の提出	実績報告等受付
(5)補助金交付請求書等の提出	請求書等受付
(6)支払（入金）確認	補助金支払い

※補助金は、全ての資料が揃い、審査完了次第お振込みいたします。なお、1月以降の申請については申請件数が多いため、審査に期間を要しますのでご了承ください。

【申請方法】

スポーツ団体等…1大会ごとに申請書類を作成して提出

大規模学校…1ヶ月又は半月ごとに、各部活動の書類を取りまとめて提出

◆申請受付期間◆

派遣期間	提出期限
4月～6月 (沖縄離島活性化推進事業費補助金)	令和8年7月9日(木) 〆切
7月～9月 (沖縄離島活性化推進事業費補助金)	令和8年10月8日(木) 〆切
10月～12月 (沖縄離島活性化推進事業費補助金)	令和9年1月7日(木) 〆切
1月～2月 (沖縄離島活性化推進事業費補助金)	令和9年3月5日(金) 〆切 ※期限厳守
3月 ※予算がなくなり次第終了 (まちづくり支援寄附金活用事業)	令和9年4月6日(火) 〆切 ※期限厳守

※各種補助金等を活用して補助を実施しているため、提出期限を過ぎた場合は受付できませんのでご注意ください。

※年度内に予算がなくなった場合は、早めに補助金申請受付を終了する可能性があります。

※年度末の申請については、支払い手続き等に時間的余裕がないことから、書類に不備があった場合は急ぎの対応をお願いします。

【派遣費補助に関する問い合わせ先】

石垣市教育委員会 教育総務課

担当：田本(たもと)・須永(すなが)・野底(のそこ)

電話番号：0980-82-2604 F A X：0980-82-0294

メールアドレス：hojokin@city.ishigaki.okinawa.jp



補助金申請に関する問い合わせは、電話またはメールにて受け付けていますが、申請書類の訂正箇所や不足している資料に関する連絡については、メールの方が確実なので、そちらを推奨します。

携帯、スマートフォンのメールをご利用の方は、パソコンからのメールも受信できるように設定して下さい。

また、フリーメール(Gmail、Yahoo!メール等)を利用している方は、教育委員会からのメールが迷惑メールに分類されることがありますので、設定確認をお願いします。

この説明資料にない事項等については、随時教育委員会教育総務課へご相談ください。

なお、派遣費補助に関して変更等が生じた際は、メールにて各団体、学校に通知するとともに、ホームページ上でも周知いたします。

沖縄離島活性化推進事業費補助金による石垣市児童生徒が所属する団体等の市
外派遣に関する補助金交付要綱

令和6年6月1日

教育委員会告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、離島地域特有の条件不利性を軽減するため、石垣市内の県立学校、市立小中学校、私立学校、スポーツ少年団及び運動競技若しくは文化的活動団体(以下「団体等」という。)に対して、部活動やスポーツ少年団活動等を通して培った技術力や心身面の習熟度、指導力向上等の成果を確認するため、市外及び県外で開催される運動競技若しくは文化的活動の大会、コンクール、コンテスト、練習試合等(以下「大会等」という。)への派遣に要する経費に対し、沖縄離島活性化推進事業費補助金により予算措置された年度において、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金は、次の各号のいずれかに該当する団体等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 前条に定める団体等
- (2) その他、教育長が適当であると認める団体等

(補助金の額)

第3条 補助金の額については、前条に定める団体等に所属する児童生徒等のうち、市外及び県外で開催される大会等の登録者又は団体等が推薦する児童生徒等(以下「大会等の登録者等」という。)の派遣に要する経費に対し、別表に基づき算出する。ただし、国、県又は各種団体等から補助金等が交付される場合には、当該金額を控除した額を用いて算出する。

- 2 国外で開催される大会等については、大会等の登録者等の国内移動に係る航空運賃の全額及び宿泊費実費分を補助する。ただし、航空運賃は国外を含む航空運賃総額の半額を上限とし、宿泊費は別表の県外を準用する。

(補助金の申請)

第4条 補助金の申請に関する手続は、石垣市補助金等交付規則(平成6年石垣市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

- 2 補助金の交付を受けようとする団体等は、規則に定めるもののほか、教育長が定める期日までに関係書類を添えて補助金等交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受け付けたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適正であると認めた団体等に対し、補助金等交付決定通知により通知する。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付を申請した団体等は、補助金が不要となった場合、補助金の申請を取下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた団体等は、規則に定めるもののほか、教育長が定める期日までに関係書類を添えて補助金等実績報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告の内容を審査し額を確定したときは、補助金等確定通知により通知する。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金の交付がなされているときは、直ちに補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(調査等)

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた団体等に対して、報告又は関係書類の提出を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた団体等は、前項に規定する報告又は関係書類の提出に協力しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、沖縄離島活性化推進事業費補助金による石垣市児童生徒が所属する団体等の市外派遣に関する補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

項目	内容	
	県内	県外
補助額	大会等の登録者等に係る航空運賃及び宿泊費の実費分、楽器等の輸送にかかる費用の半額を補助する。ただし、補助限度額は次のとおりとする。	大会等の登録者等に係る航空運賃の半額及び宿泊費の実費分を補助する。ただし、補助限度額は次のとおりとする。
補助限度額	大会等の登録者等1人1回派遣あたり 航空運賃 11,000円 宿泊費 4,000円 ※宿泊費は2泊まで 輸送費 3,000円	大会等の登録者等1人1回派遣あたり 航空運賃の半額 宿泊費 6,000円 ※宿泊費は3泊まで
補助の制限	大会等の登録者等のうち、市以外の団体等からの補助金又は父母会等の活動収益・寄附金等の充当により、自己負担が発生しない場合は、補助金は交付しない。また、自己負担額が上記の補助限度額を超えない場合は、自己負担額を上限として補助金を交付するものとする。	